

# ふるさとだより

2005年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

## ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区菟之茶屋3-1-1



furusato@freescom.ne.jp

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

[郵便振替 00930-2-50858]

E-mail :

URL:[http://www.geocities.jp/kama\\_furusato/](http://www.geocities.jp/kama_furusato/)

### ふるさとの家から

Fr. ルカ

いつもふるさとの家を心にかけて下さり、活動を支えて頂いている事に深く感謝します。

フランシスコ会福祉法人が行っている事業の中で、ふるさとの家が一番おおぜいの人達とかかわる事業ですが、国の補助金はゼロです。1977年にオープンしたこの家は30年たった現在、建物や設備が傷んできました。利用者も減ることはありません。自炊室は、ラーメンを炊く人でいつも満員です。冬に向かうこれからはなおさらでしょう。談話室も廊下も2階のふたつの休憩室（ともの広場）も人でいっぱい。身動き取れないくらいです。4人の職員とボランティアの人たちは毎日走り回っています。相談に来る人、生活保護申請、その後の生活の相談、病院入退院の手伝い、受け入れ施設をさがす等々、フル活動です。

場所 人 資金 みんな不足がちですが、なんとかみんなでがんばっています。



秋ごろまで暑い日が続いたので、急な冷え込みは野宿を強いられている人たちには、より一層こたえます。あちこちから咳が聞こえるようになり、自炊室や談話室の利用者も増えてきました。

談話室は普段、休憩や交流を目的に開放していますが、時折、生活保護を受け、自宅や病院で亡くなった方のお葬式をする事があります。(本人の希望や、親族引き取りが難しい場合、その他にいろいろな条件があり、関わった中のほんの一部の方です。通常は親族のどなたかが引き取ります。) その人の生き様や生活を紹介し、「かつて同じように仕事で頑張ってきた仲間、厳しい野宿生活を生き抜いた仲間」として面識の有無に関わらずみんなで見送ります。出棺し、車が出るまで手を合わせている仲間もいます。

そして今年は初めて「結婚式をふるさとの家でしたい」との希望で60代の御夫婦(利用者)の結婚式を11月3日にしました。

三年前からふるさとの家を利用し、野宿をしながら段ボール集めをして夫婦で頑張っていました。生活保護を薦めても「また相談するわ」と言う返事。しばらくしてお母さんが入院し、お父さんは一人になり、お母さんの入院中の洗濯物を、公園で洗濯し届けていました。仕事も必死に探したが見つからず、田舎の兄弟とも連絡が取れず、憔悴していました。仕事がない高齢者にローソク作りやバザーの仕事を提供している「高齢労働者作業所 一休(いっきゅう)」にとりあえず相談し、ローソク作りで雇ってもらえることになりました。作業所スタッフは関わりの中で、「様々な事情で入籍が出来ないがこれからも一緒に生きていきたい」との望みに、二人で暮らせる事を目標に一緒に動いてくれました。まず、お父さんは「お母さんが退院したときに元気でいれるよう」自立支援センターに入所し、半年ほど就職活動をする一方、お母さんはその間に退院し、アパートを借りて生活保護を受け始めました。その後、二人で一緒に住めるように自立支援センター職員と作業所スタッフが協力し法的な問題解決に取り組み、結婚式では証人にもなりました。

二人で暮らすまでに時間はかかりましたがよく辛抱し、頑張ったと思います。事実婚の夫婦の場合、お互いの過去の事情もあり、離れ離れになることを最も恐れるため、公的機関に相談にいけないことが多いからです。

作業所みんなの手作りのシンプルな会場、本田神父の穏やかな司式、作業所スタッフや仲間の祝福、こじんまりとして素敵な結婚式でした。何日も前から緊張で眠れなかったお父さんはホッとしていました。

師走に入りました。禅師と呼ばれる、普段は落ち着き払ったお坊さんまで忙しく走り回る月ですから、何かと気忙しい時節です。

しかし、野宿を余儀なくされる労働者にとっては、正月を迎えるための慌しさどころか、今日の糧、安定を求めての情報集めなどで寒空の中、毎日駆けずり回っています。クリスマス、正月と世間が浮かれている時期になると、労働者は寂しさ、寒さをより一層感じるのではないかと思います。

わずか0.62平方キロの「釜ヶ崎」の街は、昔の活気溢れる労働者の集う街から、一年一年高年化が進み、今や失業者の街のような様相になりました。勿論、若い野宿労働者もいますが、彼らも簡単に職に就けないようです。

最近、ともの広場で50歳位の新しい利用者の方が話しにきました。「自分は今、毎日何もしないで、ぶらぶらしているのが非常につらい。食事は炊き出しに並んだり、友人に頼ったりしてなんとか食いつないでいる。ちょっと前までは、日雇い労働を続けてこられたが、腰痛が起こるようになり、2度ほど仕事の誘いを断ったものだから、もう仕事への声が掛からなくなった。それからは仕事をしていない。今は腰痛も治まり、何でもいいから、とにかく仕事がしたい。働いて少しでも収入があれば、人に頼らなくてすむ。とりあえず、アルミ缶集めを始めたが、要領が悪く同業者も多くて一日歩き回って3、4百円にしかない。夜になると、軒先を借りて野宿をしているが、殊のほか寒さが身にしむ。」としんみり語っていました。

今年も「生きて春を迎えよう」を合言葉に、キリスト教協友会、組合その他のグループなどによって野宿者の支援が行われています。「釜ヶ崎」には、不足がちながシェルターがあり、いろいろな施設があり、労働者たちを受け入れています。

「ふるさとの家」には多くの支援者から絶え間なく支援金やいろいろな品物を送っていただいています。その品物を私はボランティアとして配布して、彼ら彼女らから感謝の言葉を支援者のかわりに聞いています。いろいろな形で、いろいろな人たちが、釜ヶ崎の労働者のより良い生活を考えて陰で支えてくれ、ともに生きている社会なんだなあと改めて感じています。

## 相談室から

トリヤマ タロウ

ここ最近、生活保護費の国庫負担金を巡った報道がよくされました。政府と地方自治体との会議の記録からは、議長の厚生大臣の気持ちが制度の利用者のほうをちっとも向いていないことが感じられます。厚労省は「生活保護の財源を地方自治体の負担にすれば、保護をより厳しくするだろう、そうすれば不正な受給が減って受給率が下がる」と言っています。そんなバカな……。受給率を支配するほど不正な受給が多いわけがないのです。事実から制度を考えるのではなく、補助金削減という答えがまずあって、その答えがいかにも正しく導かれたように、事実を作(3)

りかえてしまっているのです。より良い制度を考えていくことは大歓迎ですが、制度の利用者の側にたった視点を持たない改革にはNOと言っていきましょう。

#### Aさん(60代・男性・高血圧)の場合

2005年3月、0市立更生相談所(以下、市更相)に相談。一時保護所(以下、一保)に入所。それまでシェルターや駅で野宿。アルミ缶の回収や特掃輪番就業が唯一の収入源。

6月末(一保から救護施設に転寮して2ヶ月)、寮の雰囲気合わず市更相に相談。市更相の面接が寮であったが、寮の職員も同席のため寮に対する不満が言えず。市更相からは「もう少し辛抱したらアパートに移れる」といわれる。

7月初旬、寮には年上の高齢者が多く、アパートへ移るのも年齢順なのだろうと思う。これではいつまでもアパートには移れないと思いつめ「一身上のため」との理由で退寮。

数日後、簡宿転用型アパートを探して入居。N福祉事務所へ生活保護の申請。しかしN福祉事務所では「寮を自己退寮し生活保護を放棄しているのだから生活保護は受けられない」といわれる。申請をあきらめ、賃貸契約を解約しようとする。事情を聞いたアパート管理人からふるさとの家に相談をする事を勧められる。

(相談を受けて、ふるさとの家はN福祉事務所に対し申請の受理や法に基づく適切な助言を求めました。すぐに申請は受理され、現在Aさんは、生活保護を受給して生活されています。)

#### Bさん(20代・2児の母・内臓の障害)の場合

2005年8月初旬、内臓の障害で入院。入院費用について生活保護を受ける。入院するまでパートタイムで月10万円の収入。知人のアパートを又借していて、小学校に通う2児と暮らしてきた。離婚した夫は音信不通。

入院中、N福祉事務所からは「今後保護を継続するために、敷金の支給もするから、退院後は又借状態のアパートから転居するように」と言われる。

9月中旬、退院。退院前にN福祉事務所に相談するが、肝心の引越しの相談に乗ってもらえない。退院後、N福祉事務所からは「退院したから生活保護は打ち切りだ」といわれる。結局、入院中の話は立ち消えになった。事情を聞いた親族からふるさとの家に相談をする事を勧められる。

(相談を受けて、ふるさとの家は弁護士を紹介しました。法律扶助を利用して生活保護を申請。弁護士が代理人になるとN福祉事務所は態度を豹変させ、その後すぐにBさんにアパート確保に必要な敷金や生活費を支給しました。現在Bさんは、子ども2人と生活保護を受給して生活されています。今後、法律扶助の約7万円のお金を分割で少しずつ返済していかねばなりません。)

生活保護の受給資格があっても、AさんやBさんのように、当事者ひとりだけでは、制度利用がなかなかできないのです。厚労省の話を黙ってきけば、不正に生活保護を受けている人がたくさんいるかのように思ってしまう。しかし実際は福祉事務所が法を守らず、不正に、生活保護の利用を妨げているのです。生活保護を受けられないとあきらめて、苦しい思いをしている方も多はずです。生活保護の制度を見直すならば、保護の受給資格のある人の間でどれだけの人が生活保護を受<sup>④</sup>けているか(捕捉率)を調べるのがまず必要だと思います。

大阪で野宿に追いやられた労働者の状態は、根本的なところでは改善されないまま、一進一退をつづけています。

2002年10月12日読売新聞(夕刊)に、大阪市内で発生する異常死の「死体検案記録」を精査した黒田研二・大阪府立大教授(公衆衛生)グループの調査結果が紹介されました。前年1年間の「ホームレス状態の人の不自然死」306人(うち女性6人)についての、日本で初めての調査でした。

『死亡場所は路上90、公園45、河川敷17、水中7、簡宿(簡易宿泊ホテル)71。発見のおくれも目立ち、高度腐敗、白骨化、ミイラ化が計33例あった。平均年齢は56歳と比較的若く、最年少は20歳、最高は83歳。死因は病死が167人で55%を占めた。(中略)自殺は52人、他殺は少年グループの暴行を含めて6人だった。餓死が18人、凍死が19人もあった。』

そして『毎年、同様の状況が続いていると見られる』とコメントしています。

野宿者の自殺は一般社会の6倍の比率、ストレスによる胃・十二指腸潰瘍での死亡は8倍、結核での死亡は44倍だそうです。野宿生活は、世間の多くの人たちが思っているような、「気楽な生き方」でもなければ、「三日やったらやめられない」というようなものではないことが分かります。

この12月、反失連として、行政(府・市)に「就労対策に関する要望書」を出します。みんなで14項目ありますが、その中の一つは次のようになっています。

『野宿対策のかなめは、やはり就労による収入(生活費)を得ることであろう。しかし、これだけ野宿者に対する根づよい社会的な偏見があると、自己努力(職安に通う・就職情報誌でさがす)だけではなかなか就労機会が得られない。野宿を余儀なくされる人の緊急避難的な就労対策は、公的就労が基本でなければならない。』

現在行われている「とくそう」(特別就労事業)も月平均2~3回しか輪番が回ってこない。あとはアルミ缶などの廃品回収でおぎなうしかないが、それすらも地域によって制約されて先細りとなっている。これでは生活の維持どころか、命の危機である。なんとしても「とくそう」枠の拡充をはかってもらわねばならない。』

## アスベスト被害の苦しさ

堀部 敬子

今、社会は、アスベストの問題がクローズアップされています。このことで、Iさんが、思い浮かびます。

2年前、72歳で亡くなったIさんは、いつもアパートの外でお酒を手に座り込み、部屋にいる時は横になりいつも息苦しそうでした。そんなIさんに「お酒ばかり飲んでいたら死んでしまうよ」と声がけした時、「この苦しさは、酒でしかまぎらわせへんのや」という言葉が返って来たことがあります。そして亡くなった⑤

時、病院の受付で「死因は何でしたか」と尋ねると、『悪性中皮腫』という病名をメモに書いてくれました。石綿作業者に多く見られる、肺ガンの様なものだと後で知りました。

ある人の病院につきそった時、「アスベストの仕事をしたことがありますか」と聞いたところ「あれはね、大変な仕事でね、お金は確かに良かったけれど、私は若い時2ヶ月だけやって辞めましたよ。こんな仕事をしていたら体が駄目になると思ったから。石綿はね空中をキラキラ一面に舞うんですよ、そりゃーきれいですよ。それを皮膚や鼻、口から吸い込むわけです。今、50～60歳以上の人でこの仕事をしてきた人はほとんど肺をやられているでしょうな。仕事が終わりに、よく払い落としても汗で顔や手についた石綿はなかなかとれないんですよ。それでね、風呂に入ると、湯船にキラキラ一面に浮くんですよ。そんなに恐ろしいものだとは皆知らなかったからね。」と一気に話して下さいました。30～40年昔、石綿に対してしっかりとした防御の指導も、認識もなく、現場で働いてきた釜の人達。現在にいたっては代弁してくれる家族もなく、日雇のため現場で働いていたことも証明できません。「石綿保証、何十億」「石綿新法」・・・ニュースの声が空しくひびきます。被害に苦しんでいる人たちがここ釜ヶ崎にもうずもれています。

## 勝ちとる会より

野村 英隆(阿倍野教会社会活動委員会)

今年の釜ヶ崎（通称／大阪市西成区）夏祭りは八月十二日前夜祭、十三日から十五日が本番でした。この祭りは三十四年前から、「釜ヶ崎キリスト教協友会」「釜ヶ崎反失業連絡会（反失連）」「勝ちとる会」などで構成する夏祭り実行委員会が主催し、お盆にふるさとに帰省できない労働者のために釜ヶ崎三角公園で開催されています。

今年のスローガンは「助け合い 働き合い 結び合い 戦争や失業、排除のない社会を勝ちとろう！ 失業・野宿する仲間への就労支援を拡大せよ！ 自ら仕事を創りだすたたかいに立ち上がろう！ 戦争を許さず 世界中の人々と結び合おう！」が掲げられました。私は心の中で「切実な要求・スローガンでよく分かり、私も同感です。支持しますよ」と叫びました。

毎日午後三時頃からバンド演奏、労働者名人会、のど自慢大会、スイカ割り、すもう大会などさまざまなイベントが行われ、夜店も多く、毎日夜八時からの盆踊りもにぎわいました。毎日千人以上の労働者が参加したと思われます。

十五日夕方からの慰霊祭は本田哲郎神父さんらによって進められました。祭壇に今年なくなった仲間約七十人の名前が掲示されています。知った仲間の名前を探しているのか、読み続ける労働者の姿や焼香をし、手を合わせる仲間の列が続きました。さい銭箱に小銭を入れる仲間もいます。本田神父さんが「労働者のミサ」の中にある「亡くなった釜ヶ崎の仲間のために祈ります」の一節を朗読されましたが、二百⑥人、三百人の仲間がこの言葉にじっと耳を傾ける姿は夏祭りの中でもっとも感

動的な時でした。

三日間、地域限定通貨「釜」が発行されることもユニークです。ふつうはアルミ缶 1kg 百円ですが、この期間だけ実行委員会が 1kg 二百円で買取り、通貨「釜」が渡されます。多くの仲間がこの地域限定通貨を利用する姿を見ることができました。

「勝ちとる会」による炊き出しは十二日から十五日までの五日間、昼食が提供されました。初日は仲間にあまり知られていなかったためか、七百食程度でしたが、あとの三日間は九百食前後、最終日は千二百食でした。整理券は早朝五時頃から配布されます。その頃から「勝ちとる会」のみなさんは事務所から三角公園のテントまで、器材、備品、食材などを運び込みます。野菜などの切り込みには約三時間かかります。それから煮込みの作業にかかります。みんな、汗びっしょりです。

今年は各種野菜、牛レバー、蒸し豚肉入りの丼と雑炊がメインでしたが、大量の牛肉のカンパがあった日のすき焼き風丼はとくに人気がありました。別の日の冷やしラーメンにも長い列ができました。

去年の秋、長雨と台風の影響で野菜類が高騰し、加えてお米不足もあって炊き出しがきびしい状況におかれたことがありました。そこで仲間空き缶カンパを訴える取り組みがはじまりました。まもなく一年になりますが、最近は毎回十 kg 以上が運ばれてくるようになりました。カンパの金額も二十万円を超え、このお金で井容器、箸、洗剤をはじめ材料不足の日の食材購入が可能となっています。

この期間中の炊き出しも含め、三角公園での炊き出しは、全国の教会、学校、個人からの支援、カンパ、ボランティアらによって運営されています。国や自治体、企業からの援助は一切ありません。

私は炊き出しのボランティアとして五年目になりますが、いつも釜ヶ崎の状況は政治ともっとも遠いところにおかれていると実感しています。炊き出しを通じて、多くのボランティア仲間と知り合えたことやオッチャンたちから教えられることが多く、当分釜ヶ崎通いはやめられないと思っています。

(大阪カトリック時報 05 年 10 月号に掲載)

下記のもは勝ちとる会にお送りください。連帯して活動しています。

### 三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料（化学調味料を除く）、日持ちのする野菜など

☆ 送り先 勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋 2—6—1 4

Tel 06—6634—8584 Fax 06—6634—8596

皆様から送られてきます支援の品々、貴重な寄付金、スタッフと一緒に働いてくださるボランティアの支え、すべてがふるさとの家の原動力となり釜ヶ崎のおじさん達との架け橋になっている事に感謝いたしております。

この12月に大阪弁護士会人権賞を受賞いたしました。多くの皆様からの長い支援のお陰です。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

☆ 2005年度中間会計報告 (2005年4月1日～9月30日) 単位：円

収入の部		支出の部	
寄付金	5,797,139	人件費	6,740,700
	▲3,351,237	活動費	1,481,706
		事務費・他	925,970
合計	9,148,376	合計	9,148,376

☆ 寄付金内訳

単位：円

個人	3,104,763
教会・修道会・学校	1,852,714
バザー・カンパ・他	839,662
合計	5,797,139

## ふるさとの家で必要なもの

- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着(パンツ・シャツ、新品を)・靴下
- お菓子(誕生会に) ●お茶・紅茶、コーヒー・クリーム・砂糖・缶詰
- ラーメン・どんぶり(特大)・箸
- 石けん・台所用、掃除用、洗濯用洗剤
- タオル・歯ブラシ・かみそり・ライター・マッチ
- 運動靴(25センチ以上)・大きいカバン(リュック、ボストンバック)
- 絆創膏(バンドエイド)

※食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

※タオル、靴下、肌着(L)が特に不足しています。

## ☆荷物についてのお願い☆

布団、背広、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。宅急便などで荷物をお送りいただく際には、平日の午前10時半～午後5時までに届くように、お願い致します。